第１　基本方針

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年11月20日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）第１を準用する。

第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

口蹄疫防疫指針第２を準用する。

第３　異常家畜の発見及び検査の実施

１　家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、牛肺疫を疑う症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）に関する届出があり、当該届出の内容が次の①及び②のいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

①　複数の家畜に40.0℃以上の発熱及び疼痛性の強い発咳、呼吸困難又は泌乳の停止があること。

②　複数の死亡家畜がいること。

また、所有者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

２　都道府県による臨床検査及び解剖検査

⑴　家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

⑵　家畜防疫員は、臨床検査の結果、１の①及び②に掲げる異状を確認し、牛肺疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第３の２の⑶に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第３の２から８までに基づき対応する。

①　当該死体を十分に消毒する。

②　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

④　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑶　都道府県畜産主務課は、⑵により解剖検査を行う旨の連絡を受けた場合には、異常家畜の写真、臨床検査の結果及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

３　検体の送付

⑴　家畜防疫員は、２の⑵により行った解剖検査の結果、肺に大理石紋様の病変を確認した場合には、当該病変部位をデジタルカメラで鮮明に撮影する。

⑵　また、都道府県は、血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、病変部位の写真及び当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に搬入する。

４　農場等における措置

⑴　都道府県は、３の⑵により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究所に搬入した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

①　法第32条第１項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア　生きた家畜

イ　生乳

ウ　採取された精液及び受精卵

エ　家畜の死体

オ　家畜の排せつ物等

カ　敷料、飼料及び家畜飼養器具

②　当該農場への関係者以外の者の出入りを制限する。

③　当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

⑵　都道府県は、３の⑵により動物衛生研究所に病変部位の写真及び検体の搬入を行った場合には、速やかに、当該農場に関する過去63日間における次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

①　家畜の移出入

②　当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲

ア　農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場（家畜の飼養農場に限る。以下同じ。）の衛生管理区域内で作業を行う者

イ　家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両

③　堆肥の出荷先

④　精液及び受精卵の出荷先

⑤　給与飼料の情報

５　動物衛生研究所による検査

動物衛生研究所は、３の⑵により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（菌分離検査、ＰＣＲ等の遺伝子検査及び免疫学的抗原検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

６　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、３の⑵により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究所に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも５により動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

⑴　当該農場における畜舎等の配置の把握

⑵　周辺農場における家畜の飼養状況の整理

⑶　家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

⑷　患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設若しくは化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の要否を含む。）

⑸　消毒ポイントの設置場所の検討

⑹　当該農場の所在する市町村、隣接する都道府県及び関係機関への連絡

７　その他

２から６までの措置は、家畜の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、２及び４に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、２及び４に準じた措置を講ずる。